

大月市障害福祉サービス等事業所物価高騰対応重点支援金交付要綱 (趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている大月市内の障害福祉サービス等事業所の負担を軽減し、安定的かつ継続的なサービスの提供を支援するため、予算の範囲内において障害福祉サービス等事業所に対し、大月市障害福祉サービス等事業所物価高騰対応重点支援金（以下「支援金」という。）を交付することに關し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 支援金の交付の対象となる者は、令和5年12月1日において、市内に所在する別表に規定する事業所を有する事業者とする。

(支援金の額等)

第3条 支援金の額は、別表のとおりとし、それぞれの事業所種別ごとに事業所の数を乗じて得た額の合計額とする。

2 支援金の交付は、1事業者につき1回限りとする。

(交付申請書等)

第4条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大月市障害福祉サービス等事業所物価高騰対応重点支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、令和6年2月末日までに市長に提出するものとする。

- (1) 支援金の振込先が分かる金融機関の通帳等の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第5条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定したときは、大月市障害福祉サービス等事業所物価高騰対応重点支援金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により支援金の交付を決定したときは、当該申請者が指定する金融機関の口座に支援金を振り込むものとする。

(交付の取消し)

第6条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたときは、支援金の交付の決定を取り消すことができる。

(返還)

第7条 市長は、前条の規定により支援金の交付の決定を取り消した場合において、既に支援金の交付を受けた者があるときは、当該支援金を返還させるものとする。

(関係書類の保存)

第8条 支援金の交付を受けた申請者は、支援金に係る関係書類（当該書類の作成、保存に代えて電磁記録の作成、又は保存がされている場合は当該電磁記録）を、支援金の交付を受けた翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか支援金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に交付した支援金に係る規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表（第2条、第3条関係）

NO	事業所種別	区分	支援金額
1	計画相談支援	訪問系	1 事業所当たり 30,000円
2	障害児相談支援		
3	生活介護	通所系	
4	就労継続支援B型		1 事業所当たり 150,000円
5	放課後デイサービス		
6	地域活動支援センター		
7	共同生活援助（G.H）	入所系	(定員29人以下) 1 事業所当たり 250,000円
8	短期入所		
9	施設入所支援		(定員30人以上) 1 事業所当たり 700,000円